

農地法第3条許可申請書記入マニュアル

(農地所有適格法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例)

※ このマニュアルは、初めて農地法第3条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。

※1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、交野市農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

※2 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農地所有適格法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。

③ 農地所有適格法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例

様式 I - 1

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

交野市農業委員会会長 様

※ 売る人、貸す人について記入します。

譲渡人 氏名 交 野 一 郎
 (設定人) (ほか 名)
 (申請当事者全員の詳細は下記のとおり)

※ 買う人、借りる人について記入します。

譲受人 氏名 株式会社 ××
 代表取締役 ×× ××
 (被設定人) (ほか 名)
 (申請当事者全員の詳細は下記のとおり)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
 賃借権
 使用貸借による権利
 その他使用収益権 () } を { 移転
 設定 (期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等

当事者の別	氏 名	年齢	職業	住 所	備考
譲渡人	交 野 一 郎	90	農業	〇〇市〇〇町〇〇番地	
譲受人	株式会社×× 代表取締役×× ××			〇〇市××町××番地	
	以下余白			必ず記入のこと	

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額 (円) (10 a 当り の額)	所有者の氏名 又は名称 (現所有者が 登記簿と異なる 場合)	所有権以外の使用収 益権が設定されてい る場合	
	登記	現況				権利の種類	権利者の 氏名又は 名称
交野市〇〇町×番 1	田	田	3,000	300 万	交野 一郎		
交野市〇〇町×番 2	田	田	2,500	250 万	交野 一郎		
				[100 万] /10 a	[]		

3 権利を設定又は移転しようとする契約の内容

<p>(1) 権利を設定又は移転しようとする時期 許 可 後</p> <p>(2) 土地の引渡しを受けようとする時期 許 可 後</p> <p>(3) 契約期間</p>
--

許可書は申請当事者全員の合意により（〇〇 〇〇 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）が受領します。

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記3は、(1) 権利を設定又は移転しようとする時期、(2) 土地の引渡しを受けようとする時期、(3) 契約期間を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を記載又は添付してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	自作地	2,000	—	2,000	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	—	
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地	—	—	—	—	—		

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
	借入地	—	—	—	—	—	
	貸付地	—	—	—	—	—	
		所在・地番		地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記	現況			
非耕作地	—	—	—	—	—		

(記載要領)

1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。

なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書き（疾病または負傷による療養等のため、一時的に貸し付けようとする場合等）に該当する土地です。

2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 申請地取得後の営農計画

所在地	地目	面積	作付予定作物	10 a 当りの収穫見込	収入見込
〇〇市〇〇町〇番 1	田	3,000	水稻	8 俵	〇円
〇〇市〇〇町〇番 2	田	2,500	水稻	8 俵	〇円
〇〇市〇〇町〇番 3	畑	2,000	野菜	〇kg	〇円

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
	確保しているもの	所有	1 台	2 台	1 台	
	リース					
導入予定のもの	所有					
	リース					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況	農作業歴（ 年）
	農業技術修学歴（ 年）
	その他（ ）
② 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）	現在： 5 人（農作業経験の状況：20 年以上の農作業経験あり）
	増員予定：なし 人（農作業経験の状況： ）
③ 臨時雇用労働力（年間延人数）	現在： 2 人（農作業経験の状況：未定（収穫時に毎年募集））
	増員予定：なし 人（農作業経験の状況： ）
④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの距離及び時間等	住所地、拠点となる場所等から <u> 1 </u> km、 <u> 15 </u> 分、通作方法 <u> 徒歩 </u>

<農地法第3条第2項第2号関係>

2 該当するものに印を付してください。

- 農地所有適格法人
 その他

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 該当するものに印を付してください。

- 信託の引受けによる権利の取得
 その他

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

	氏名	年齢	職業	権利取得者との関係	農作業従事日数	備考
世帯員等						

その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（一般）

	権利を有する農地の面積 (現在の耕作地の面積) (㎡)	権利を取得しようとする農地の面積 (申請地の面積) (㎡)	合計 (㎡)
農地	2, 0 0 0	5, 5 0 0	7, 5 0 0
採草放牧地			

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）
下限面積に満たない場合は、該当するものに印を付してください。

権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。

権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果、下限面積を下ることとならない。

（「下限面積」とは、50 a です。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）

交野市の「下限面積」は20 a に定めております。

本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間に稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組みへの支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

様式 I - 5

農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない 事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在（実績又は見込み）	米	米粉パンの製造	農業技術の技能講習
権利取得後（予定）	同上	同上	同上

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
	千円	千円
3年前（実績）	6,700	200
2年前（実績）	6,800	200
1年前（実績）	7,200	200
申請日の属する年 （実績又は見込み）	7,800	200
2年目（見込み）	7,900	200
3年目（見込み）	7,900	200

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 箇月)		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
×× ×× △△ △△ □□ □□	40 30 20	所有権	10,000	12か月	12か月	耕起・代かき、田植及び稲刈り・脱穀

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

9 / 10

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
(株)☆☆	10

議決権の数の合計

100

関連事業者等の議決権の割合

1 / 10

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付ください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格化法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株式名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況 (箇月)		農作業への常時 従事の有無	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
×× ××	〇〇市××町×番地	代表取締役	12か月	12か月	有	有

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資料の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1) 農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1) 農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

以上で申請書の記入は終わりです。

申請書には、農業委員会が許可等の判断を行うために必要な書類を添付することになっています。

農地所有適格法人が申請する場合、

- ・ 許可を受けようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書（全部事項証明書に限ります。）
- ・ 定款又は寄附行為の写し
- ・ 法人形態が農事組合法人の場合、組合員名簿の写し
- ・ 法人形態が株式会社の場合、株主名簿の写し
- ・ 投資円滑化法に基づく承認会社が構成員になっている場合、農林水産大臣の承認通知の写しなど承認会社であることを証明する書面及びその会社の株主名簿の写し
- ・ 関連事業者がいる場合、農地所有適格法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど、農地所有適格法人と関連事業者との関係を証明する書面
- ・ 権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合、競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど、単独申請ができるものであることを証明する書面
- ・ その他、許可の判断をするに当たって必要不可欠と農業委員会が判断した書類を求めることがあります。

(参考) その他の必要に応じて、次の書類を添付してもらいます。

- ・ 営農計画書（新規参入者）
- ・ 損益計算書の写し（法人）
- ・ 総会議事録の写し（法人）
- ・ 通作経路図
- ・ 地域との役割分担についての確約書
- ・ 法人の代表者が発行する業務を執行する役員の権限を証明する書面（法人）

事前に、農業委員会にご相談ください。

【連絡先】 交野市農業委員会事務局
電話 072-892-0121
内線 583・584